様式１

（大規模施設・テナント用）

令和３年　　月　　日

群馬県知事　様

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金　支給申請書

次のとおり群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。

１　申請者情報

申請事業者名	フリガナ			
	名称			
申請者の種別（選択）	法人	法人番号		（13 桁）
		所在地	〒　　－	
	個人	住所	〒　　－	
		生年月日	年　　月　　日	
作成担当者	フリガナ		所属部署	
	氏名			
	連絡先	電話番号：　　－　　－ メールアドレス：　　@		

２　振込先情報

金融機関名		金融機関コード		（４桁）
本・支店名		支店コード		（３桁）
預金種別	１：普通　２：当座 （いずれかを○で囲んでください）	口座番号		（７桁）
フ　リ　ガ　ナ				
口座名義人				

※口座番号が６桁以下の場合、はじめに「０」を記載してください。
※必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります）。

（裏面に続く。）

３　申請施設（店舗）情報　※重点措置区域内のみ

フ　リ　ガ　ナ	
施設（店舗）の名称	
施設（店舗）の所在地	〒　　－
テナントの場合、入居している大規模施設名	※ 該当する場合のみ記載してください。
電話番号	－　　－
施設（店舗）の種類	※　以下のうち１つにチェック（✔）を付けてください。 □　劇場等（プラネタリウム、劇場、観覧場、演芸場　など） □　集会場、展示場等（集会場、展示場、貸会議室　など） □　ホテル等（ホテル・旅館等の集会の用に供する部分に限る） □　運動施設（ボウリング場、ゴルフ練習場、テニス場、スポーツクラブ、柔剣道場、ヨガスタジオ　など） □　遊技場（パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地　など） □　博物館等（博物館、美術館、記念館など） □　遊興施設（ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス　など） ※　食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く □　商業施設等（ショッピングモール、古物商、古本屋、おもちゃ屋、ビデオショップ、ビデオレンタル、アウトドア用品・スポーツグッズ店、ゴルフショップ、スーパー銭湯、フォトスタジオ　など） □　商業施設内の生活必需品売場 □　その他の施設（店舗）
延床面積 （大規模施設のみ）	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㎡　　＞　　1,000㎡
営業時間短縮等 実施期間	令和３年５月＿＿＿日 から令和３年６月１３日まで ＿＿＿日間 通常の営業時間　：＿＿＿時　＿＿＿分から　＿＿＿時　＿＿＿分まで 要請時の営業時間：＿＿＿時　＿＿＿分から　＿＿＿時　＿＿＿分まで ※　営業時間短縮等を開始した初日を記入してください。 ※　要請の初日である５月１６日以降の日付を記入してください。

４　申請金額

別添「協力金算定シート」により算定した金額を記入してください。

０００円

様式２

誓約書

私は、まん延防止等重点措置に伴う群馬県からの営業時間短縮の要請に対し、申請書記載のとおり全期間を通して協力したので、「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金」を申請します。

申請にあたっては、下記の内容について、誓約します。

記

1　申請書の記載内容について、事実と相違ありません。
2　県の要請に応じて、営業時間の短縮等を実施しました。
3　群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施し、これを遵守しました。また、引き続きこれを遵守します。
4　要請対象月に、地方創生臨時交付金等を財源とした他の補助金や給付金を申請・受給していません。（例：飲食業に係る協力金、事業継続支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及び ARTS 支援事業等）
5　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当する者ではありません。
　一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　二　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
　三　暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
　四　暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
　五　自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
　六　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
　七　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
　八　暴力団員と密接な交友関係を有する者
6　協力金の支給を受ける申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
7　群馬県から追加書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。
8　申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）に求めに応じて提供することに同意します。
9　協力金の不正受給が確認された場合、事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。

令和３年　　月　　日

群馬県知事　あて

申請者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法　人　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。
※個人事業主の場合は、「法人名」の記載は不要です。

協力金算定シート（大規模施設用）

１．施設についての情報

フリガナ	
施設名	

２．申請金額算定（１日あたりの支給額）

別紙①（自己利用部分面積算定シート）から算定した結果を【実際の面積】に転記してください。

（１）自己利用部分面積分

①自己利用部分面積【実際の面積】		㎡	少数点以下切捨て
②自己利用部分面積【算定上の面積】		㎡	①が1,000㎡未満⇒1,000㎡とみなす ①が1,000㎡超⇒1,000㎡未満切捨て
③算定単位（②÷1,000㎡）			
④本来の営業時間（注１）		時間	例）午前10時開店、午後9時閉店 ⇒本来の営業時間は「11時間」
⑤要請に応じて短縮した営業時間（注２） （本来の閉店時間－午後８時）		時間	午後８時以降で、短縮した時間数を記載
⑥１日あたりの支給額（200,000円×③×⑤÷④）		円	千円未満切上げ

（注１）本来の営業時間が日によって異なる場合は、特定の曜日を選択して記載。
分単位の端数については、３０分以下は「０．５時間」、３０分超６０分未満は「１時間」とみなす。

（注２）休業した場合や午後8時よりも早く閉店した場合でも、短縮した営業時間は午後8時以降の時間数を計上します。

（２）テナント事業者管理把握分

⑦テナント店舗数		店	支給対象となる店舗数を計上
⑧特定百貨店店舗数		店	支給対象となる店舗数を計上
⑨店舗数計（⑦＋⑧）		店	**※対象となる店舗が10以上ある場合に限り申請可能**
⑩１日あたりの支給額（2,000円×⑨×⑤÷④）		円	千円未満切上げ

（３）特定百貨店店舗分

⑪１日あたりの支給額（20,000円×⑧×⑤÷④）		円	千円未満切上げ

（４）映画館運営事業者分

※要請対象大規模施設内に1,000㎡以下の映画館を有する映画館運営事業者は、対象外となります。
　別紙の「大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金」を申請してください。

⑫対象映画館の常設スクリーン数		面	
⑬時短営業要請に応じたことにより 上映できないこととなった映画の回数		回	要請期間中に午後８時以降で、上映できなかった映画の回数を記載
⑭時短営業の期間中に本来上映する予定 であった映画の回数（注３）		回	要請期間中に上映した映画の回数と上映できなかった映画の回数を合算
⑮１日あたりの支給額（20,000円×⑫×⑬÷⑭）		円	千円未満切上げ

（注３）同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、当該作品単位でなく、
　　スクリーン全体での本来上映する予定であった映画の回数をご記入ください。

３．申請金額（総額）

要請に応じた日数		日間	26～29日間
申請金額(（⑥＋⑩＋⑪＋⑮）×要請に応じた日数)		円	**左記の金額を申請書に転記**

協力金算定シート（テナント用）

１．テナントについての情報

フリガナ	
テナント名	

２．申請金額算定（１日あたりの支給額）

（１）大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金

①店舗等面積【実際の面積】		㎡	少数点以下切捨て
②店舗等面積【算定上の面積】		㎡	①が100㎡未満⇒100㎡とみなす ①が100㎡超⇒100㎡未満切捨て
③算定単位（②÷100㎡）			
④本来の営業時間（注１）		時間	例）午前10時開店、午後9時閉店 ⇒本来の営業時間は「11時間」
⑤要請に応じて短縮した営業時間（注２） （本来の閉店時間－午後８時）		時間	午後８時以降で、短縮した時間数を記載
⑥１日あたりの支給額（20,000円×③×⑤÷④）		円	千円未満切上げ

（注１）本来の営業時間が日によって異なる場合は、特定の曜日を選択して記載。
分単位の端数については、３０分以下は「０．５時間」、３０分超６０分未満は「１時間」とみなす。

（注２）休業した場合や午後８時よりも早く閉店した場合でも、短縮した営業時間は午後８時以降の時間数を計上する。

（２）映画配給会社分

※1,000㎡以下の映画館と契約する映画配給会社は、本協力金の対象外となります。

⑦対象映画館の常設スクリーン数		面	
⑧時短営業要請に応じたことにより 上映できないこととなった映画の回数		回	要請期間中に午後８時以降で、上映できなかった映画の回数を記載
⑨時短営業の期間中に本来上映する予定であった映画の回数（注３）		回	要請期間中に上映した映画の回数と上映できなかった映画の回数を合算
⑩１日あたりの支給額（20,000円×⑦×⑧÷⑨）		円	千円未満切上げ

（注３）同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、当該作品単位でなく、スクリーン全体での本来上映する予定であった映画の回数をご記入ください。

３．申請金額（総額）

要請に応じた日数		日間	26～29日間
申請金額（（⑥＋⑩）×要請に応じた日数）		円	**左記の金額を申請書に転記**

別紙①

自己利用部分面積算定シート

※１施設につき１枚作成してください。

フリガナ	
施設名	

求積図等に色を塗るなどして、以下の面積がどの部分に該当するかわかるよう工夫してください。

＜大規模小売店舗立地法の適用がある施設の場合＞

①大規模小売店舗立地法上の店舗面積(※１)の合計	㎡
②大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積	㎡
除外する面積	
③テナント面積	㎡
④自ら生活必需品の販売等を行う店舗の面積	㎡
⑤特定百貨店店舗の面積	㎡
自己利用部分面積(※２)【(①＋②) － (③＋④＋⑤)】	㎡

(※１)小売業（飲食業を除く。物品加工修理業を含む。）を行うために使用される床面積。

＜大規模小売店舗立地法の適用がない施設の場合＞

①当該施設の延床面積	㎡
除外する面積	
②一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等	㎡
③その他、直接的にサービス等の提供を行わない部分（例：階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、トイレ、駐車場等）	㎡
自己利用部分面積(※２)【(①－ (②＋③)】	㎡

(※２)上記で算出した自己利用部分面積を協力金算定シート（大規模施設用）の①自己利用部分面積【実際の面積】の欄に転記してください。

別紙②

テナント等店舗に対する協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗の一覧

※１施設につき１枚作成してください。

フリガナ	
施設名	

該当する店舗分のみ記入してください。

店舗名	業種	本来の営業時間	短縮後の営業時間	テナントの場合は「テナント」、特定百貨店店舗の場合は「特定」と記入
●●●店	*衣料品類販売*	*午前 10 時～午後 9 時*	*午前 10 時～午後 8 時*	*テナント*

（裏面に続く。）

※行数が不足する場合には、この一覧表をコピーしてください。